

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号)
「主務省令②」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第7号)
「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和6年6月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
-------------	--	---

システム3

①システムの名称	統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)	
②システムの機能	1 団体内統合利用番号付番機能 団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する。 2 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報等を団体内統合利用番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合利用番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合利用番号にひも付く宛名情報等を通知する。 5 権限管理機能 統合宛名システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー(端末含む)、既存業務システム)	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名

1 固定資産税賦課情報ファイル 2 固定資産税土地情報ファイル 3 固定資産税家屋情報ファイル 4 固定資産税償却資産情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法別表第1第16の項 主務省令①第16条
--------	---------------------------

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 別表第2第27の項 主務省令②第20条	

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部資産税課
②所属長の役職名	課長

7. 他の評価実施機関

--	--

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1 固定資産税賦課情報ファイル 2 固定資産税土地情報ファイル 3 固定資産税家屋情報ファイル 4 固定資産税償却資産情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産の登記上の名義人及び納税義務者
その必要性	固定資産の賦課決定を行うにあたり、納税義務者が所有する固定資産を正確に把握しておく必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 個人番号: 対象者を正確に特定、複数宛名を名寄せするため 2 4情報及び住民票関係情報: 家族関係、相続確認を行い資産所有者について管理するため 3 地方税関係情報: 賦課の根拠となる物件の評価額算出のため 4 生活保護関係情報: 賦課における生活保護減免確認のため 5 その他識別番号: 庁内システムにおける対象者の正確な特定のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財務部資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム)	
③使用目的 ※	固定資産税の賦課決定を行うにあたり、登記などの情報から正確に本人特定を行う必要があるため。また、生活保護減免を行うにあたり生活保護情報を確認する必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	財務部資産税課、各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課)、市民課(※所管する出先機関を含む)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1 申告、届出、請求があった際の本人確認をする。 2 他自治体等に調査・照会を行った上で住民登録外宛名の最新情報の取得や、複数宛名の名寄せ作業を実施し、資産の所有者管理を行う。 3 物件の所有状況と物件の評価情報を最新のものに更新し、固定資産税の算出を行う。 4 生活保護対象者に減免を行う。 5 計算された固定資産税について帳票を出力し納税義務者に通知する。	
	情報の突合	住所・氏名・生年月日などの情報のほか、資産の所有状況、生活保護関係情報などと突合を行う。 1 資産の所有状況と突合し、資産の所有管理を行い固定資産税の賦課決定を行う。 2 生活保護関連情報と突合し、生活保護減免の賦課決定を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	運用保守業務	
①委託内容	固定資産税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アール・ケー・ケー・コンピュータサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。
	⑥再委託事項	固定資産税システムに関する運用保守業務
委託事項2	償却資産異動データパンチ入力	
①委託内容	提出された償却資産申告から増減情報を入力し、償却資産の賦課データを作成する	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイセイPC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

移転先1	生活支援課
①法令上の根拠	条例別表第2第4の項 条例第4条第4項
②移転先における用途	生活保護等の相談者の財産所有状況調査
③移転する情報	資産の所有状況及び固定資産税課税の有無
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	申請のあった都度
移転先2	市民税課
①法令上の根拠	法別表第1第16の項
②移転先における用途	個人住民税賦課事務、軽自動車税賦課事務
③移転する情報	資産の所有状況及び固定資産税課税額
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	申請のあった都度
移転先3	収納課
①法令上の根拠	法別表第1第16の項
②移転先における用途	市税の収納及び滞納整理事務
③移転する情報	資産の所有状況及び固定資産税課税額
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様

⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	申請のあった都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<長岡市における措置> セキュリティカード及び生体認証等にて入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 固定資産税賦課情報ファイル

・算定団体コード	・都市計画税軽減対象課税	・最新区分
・調定年度	・固定資産税額	・削除区分
・年度分	・都市計画税額	・共有合算区分
・通知書番号	・新築軽減税額	・団体内外区分
・履歴連番	・減免税額	・区分所有税額固定資産税
・義務者個人番号	・減免前税額	・区分所有税額都市計画
・義務者共有連番	・都市計画税軽減税額	・按分納付書作成区分
・科目コード	・都市計画税減免税額	・按分元納付額
・科目詳細コード	・都市計画税減免前税額	・共有番号
・課税標準額固定土地計	・差引年税額	・共有番号連番
・課税標準額都計土地計	・国保用税	・特1区分
・課税標準額固定家屋計	・減免率	・特2区分
・課税標準額都計家屋計	・減免事由	・特3区分
・新築軽減課税標準額	・土地免税点区分	・共有按分税額
・課税標準額償却資産計	・家屋免税点区分	・義務者重複統一用個人番号
・固定資産課税標準額合計	・償却資産免税点区分	・義務者重複統一用共有連番
・都市計画税課税標準額合計	・個法区分	・義務者宛名番号

2 固定資産税土地情報ファイル

・土地コード	・地番枝1	・沿革事由	・都市計画区分
・土地連番	・地番記号3	・地図番号1	・農振区分
・最新区分	・地番枝2	・地図番号2	・訂正区分
・登録区分	・地番特殊	・地図番号3	・地積調査区分
・データ種別	・地番特殊2	・地図番号4	・課税分割区分
・名義人個人番号	・登記地目	・分合筆区分	・削除区分
・名義人氏名	・課税地目	・評価分割事由	・賦課開始年度
・名義人住所	・比準地目	・評価分割地積	・エントリー種別
・名義人共有連番	・登記地積	・評価分割按分率	・土地コード異動前
・名義人区分	・課税地積	・課税計算区分	・土地連番異動前
・義務者重複統一用個人番号	・小規模地積	・基準課税年度	・土地コード異動後
・義務者個人番号	・非住宅地積	・基準課税標準額	・土地連番異動後
・義務者共有連番	・画地地積	・都計基準課税標準額	・減免率
・名義人重複統一用個人番号	・住宅個数	・前年課税標準額	・名義人優先区分
・算定団体コード	・用途地区	・特例区分	・宅地比準区分
・大字コード	・住宅用地区分	・特例開始年	・国調地積
・小字コード	・登記受付日	・課税区分	・義務者宛名番号
・地番記号1	・登記原因日	・都計課税区分	
・地番本番	・登記事由	・減免区分	
・地番記号2	・沿革日	・市街化区分	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

3 固定資産税家屋情報ファイル

・家屋コード	・地番本番	・床面積全体	・減免区分
・家屋連番	・地番記号2	・床面積一階	・減免区分限年
・同棟本番	・地番枝1	・住居部分床面積	・主従区分
・同棟枝番	・地番番号3	・建築年月日	・棟数区分
・最新区分	・地番枝2	・改築年月日	・貸家区分
・データ種別	・地番特殊1	・増築年月日	・価格変更区分
・管理番号	・地番特殊2	・特例区分	・軽減不適用区分
・義務者個人番号	・構造コード	・特例開始年	・新築軽減床面積
・義務者共有連番	・種類コード	・課税区分	・新築軽減個数
・義務者重複統一用個人番号	・屋根コード	・課税区分限年	・新築軽減限年
・算定団体コード	・用途コード1	・市街化区分	・調査本番
・大字コード	・用途コード2	・都市計画区分	・調査枝番
・小字コード	・用途コード3	・都計課税区分	・一画地コード
・沿革日	・用途コード4	・賦課開始年度	・エントリー種別
・沿革事由	・地上階数	・削除区分	・減免率
・地番記号1	・地下階数	・訂正区分	・義務者宛名番号

4 固定資産税償却資産情報ファイル

・算定団体コード	・係電話番号	・償却方法	・事業所用家屋の所有区分
・義務者個人番号	・税理士名	・青色申告の有無	・申告区分
・課税年度	・税理士電話番号	・資産所在地1	・申告受付日
・義務者重複統一用個人番号	・短縮耐用年数有無	・資産所在地2	・優先区分
・事業種目	・増加償却届出有無	・資産所在地3	・償却資産決定区分
・資本金	・非課税該当資産有無	・資産所在地4	・大規模区分
・事業開始年月	・課税標準特例の有無	・借用資産の有無	・決算月（上期）
・係名	・特別償却有無	・貸主氏名	・決算月（下期）
・屋号	・備考1	・備考2	・備考3
・備考4	・整理番号	・義務者宛名番号	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 書面を送付する際、用途と利用について詳細な説明を行った上で、提出先の明記や返信用封筒の添付等で提出場所や返送先の誤りを防ぐ。 2 入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報については事務に利用しないことを徹底する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名システム等では権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 システム利用は、必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 2 なりすましによる不正を防止するため、パスワードに一定の有効期限を設けている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、システム上3ヶ月、それ以前のはCSVデータとして7年間保存する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 業務外利用の禁止等を個人情報保護研修で指導する。 2 他市町村や行政機関において、市民等の情報をのぞき見したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞報道等を、適宜課内全職員に回覧し、注意喚起及び職員の意識の向上に努めている。 3 バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し指導する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等遵守に関する事項 2 秘密保持義務に関する事項 3 特定個人情報の目的外利用の禁止に関する事項 4 再委託における条件に関する事項 5 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する事項 6 従業者に対する監督・教育に関する事項 7 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様の規定を再委託先にも遵守させている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書きだしたマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされる事を防止。 2 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><長岡市における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。言い換えれば、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法の規定に基づき認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	1 サーバー設置場所へは許可なく入室できないよう入退室の管理を行っている。 2 不正アクセスを防止するためウイルス対策ソフトの導入を行っている。 3 保管期限が過ぎた紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。 4 特定個人情報が記載された書類は決められたキャビネットに保管し、使用しないときは施錠する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 システムにおけるサーバの設置場所では監視カメラやICカードで入退室を管理しているほか、事務端末及び紙ベースの資料については施錠ができる場所で管理している。 2 ウイルス対策ソフトを導入しデータの流出・消去を防ぐほか、紙ベース資料については保存年限を設けて管理を行うことにより不要な情報消去を防ぐ。		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<長岡市における措置> 1 管理職員もしくは一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を、交互に年1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。 更に、初任者及び臨時職員については別途、情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。 2 希望者を対象としたe-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部庶務課 940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 TEL0258-39-2203
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付け
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部資産税課 940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 TEL0258-39-2213
②対応方法	1 問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。 2 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関連部署に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年2月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	長岡市パブリックコメント実施要綱(平成21年長岡市告示第88号)に基づくパブリックコメントの実施
②実施日・期間	令和2年2月7日から同月28日まで
③主な意見の内容	特に意見はなかった。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和2年3月3日
②方法	長岡市個人情報保護審議会による点検を実施
③結果	特に意見はなく、問題ないとして了承された。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ②所属長	東樹 隆志	金山 文治	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例案	条例別表第2第6の項	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例案	法別表第1第16の項における同一の事務	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例案	法別表第1第16の項における同一の事務	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	3件	2件	事後	重要な変更当たる項目
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3	納税通知書印刷代行	項目削除	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先1 ②提供先における用途	生活保護等の相談者の財産所有状況調査相談者の財産所有状況調査	生活保護等の相談者の財産所有状況調査	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ②提供先における用途	生活保護等の相談者の財産所有状況調査相談者の財産所有状況調査	生活保護等の相談者の財産所有状況調査	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年11月21日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1 納税義務者からの申告及び届出、法務局からの通知等又は調査により固定資産の所有者及び評価額を管理し、課税額の算出を行う。 2 確定した固定資産税の賦課内容について納税義務者に通知する。 3 減免申請に対し、審査を行った上で決定し、賦課更正を行い通知する。 4 納税義務者等からの交付請求により資産の評価証明等を交付する。 5 関連機関に評価情報を提供する。 6 番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報提供を行う。	1 評価対象事務の概要 (1) 納税義務者からの申告及び届出、法務局からの通知等又は調査により固定資産の所有者及び評価額を管理し、課税額の算出を行う。 (2) 確定した固定資産税の賦課内容について納税義務者に通知する。 (3) 減免申請に対し、審査を行った上で決定し、賦課更正を行い通知する。 (4) 納税義務者等からの交付請求により資産の評価証明等を交付する。 (5) 関連機関に評価情報を提供する。 2 番号法の規定により、特定個人情報ファイルを扱う事務 (1) 申告書、届出書、請求書受付時の本人確認 (2) 複数宛名の名寄せ(一本化)作業における情報確認 (3) 生活保護減免申請に対する生活保護情報の確認 ※ 番号別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報提供を行う。	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書において、本業務の全部又は、一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて⑥にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、⑥にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。	業務委託契約書において、本業務の全部又は、一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先1 ①法令上の根拠	番号法別表第2第27の項、主務省令②第20条	番号法別表第2第27の項、主務省令②第20条、生活保護法第29条第2項	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ①法令上の根拠	番号法別表第2第28の項、主務省令②第21条	番号法別表第2第28の項、主務省令②第21条、生活保護法第29条第2項	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先2 ①法令上の根拠	法別表第1第16の項における同一の事務	法別表第1第16の項	事後	重要な変更当たらない項目
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先3 ①法令上の根拠	法別表第1第16の項における同一の事務	法別表第1第16の項	事後	重要な変更当たらない項目
平成30年7月2日	III リスク対策 8 監査	[] 内部監査	[O] 内部監査	事後	重要な変更当たらない項目
令和1年6月21日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	金山 文治	課長	事後	重要な変更当たらない項目

令和1年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転提供先1	市長村長	市町村長	事後	重要な変更にとらならない項目
令和1年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転提供先2 ⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] 紙	[○] 庁内連携システム [] 紙	事後	重要な変更にとらならない項目
令和2年5月22日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	※ 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報提供を行う。	※ 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	事後	5年経過前の評価の再実施に伴う変更
令和2年5月22日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 別表第2第27、28の項 主務省令②第20、21条 (情報照会の根拠) 別表第2第27の項 主務省令②第20条	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 別表第2第27の項 主務省令②第20条	事後	5年経過前の評価の再実施に伴う変更
令和2年5月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部資産税課、各支所市民生活課(※所管する出先機関を含む)、中央サービスセンター	財務部資産税課、各支所市民生活課、中央サービスセンター(※所管する出先機関を含む)	事後	5年経過前の評価の再実施に伴う変更
令和2年5月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転提供・移転の有無	[○]提供を行っている(2)件	[]提供を行っている()件	事後	5年経過前の評価の再実施に伴う変更
令和2年5月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先1 市町村長 ①番号法別表第2第27の項、主務省令②第20条、生活保護法第29条第2項 ②生活保護等の相談者の財産所有状況調査 ③資産の所有状況及び固定資産税課税の有無 ④10万人以上100万人未満 ⑤特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様 ⑥[○]紙 ⑦申請のあった都度	(削除)	事後	5年経過前の評価の再実施に伴う変更
令和2年5月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先2 都道府県知事 ①番号法別表第2第28の項、主務省令②第21条、生活保護法第29条第2項 ②生活保護等の相談者の財産所有状況調査 ③資産の所有状況及び固定資産税課税の有無 ④10万人以上100万人未満 ⑤特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様 ⑥[○]紙 ⑦申請のあった都度	(削除)	事後	5年経過前の評価の再実施に伴う変更
令和3年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部資産税課、各支所市民生活課、中央サービスセンター(※所管する出先機関を含む)	財務部資産税課、各支所市民生活課(山古志支所、和島支所は地域振興・市民生活課)、中央サービスセンター(※所管する出先機関を含む)	事後	重要な変更にとらならない項目
令和3年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数 ③委託先名	② 10人未満 ③ アイセイPC(株)	② 10人以上50人未満 ③ 株式会社カシックス	事後	重要な変更にとらならない項目
令和3年6月7日	III リスク対策 3 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	2 他市町村や行政機関において、市民等の情報をのぞき見したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞報道等を、個人情報保護研修で配布し、その事故の背景を十分に説明した上で、職員の意識の向上に努める。	2 他市町村や行政機関において、市民等の情報をのぞき見したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞報道等を、適宜課内全職員に回覧し、注意喚起及び職員の意識の向上に努めている。	事後	重要な変更にとらならない項目
令和4年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部資産税課、各支所市民生活課(山古志支所、和島支所は地域振興・市民生活課)、中央サービスセンター(※所管する出先機関を含む)	財務部資産税課、各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課)、中央サービスセンター(※所管する出先機関を含む)	事後	重要な変更にとらならない項目
令和4年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数 ③委託先名	② 10人以上50人未満 ③ 株式会社カシックス	② 10人未満 ③ 株式会社アイセイPC	事後	重要な変更にとらならない項目
令和4年6月8日	III リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	1 サーバー設置場所へは許可なく入室できないよう入室の管理を行っている。 2 不正アクセスを防止するためウイルス対策ソフトの導入を行っている。 3 保管期限が過ぎた紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。 4 特定個人情報に記載された書類は決められたキャビネットに保管し、使用しないときは施錠する。	1 サーバー設置場所へは許可なく入室できないよう入室の管理を行っている。 2 不正アクセスを防止するためウイルス対策ソフトの導入を行っている。 3 保管期限が過ぎた紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。 4 特定個人情報に記載された書類は決められたキャビネットに保管し、使用しないときは施錠する。	事後	重要な変更にとらならない項目

令和5年6月8日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	「条例」……………長岡市個人情報保護条例(平 成27年長岡市条例第31号)	「条例」……………長岡市個人番号の利用等に 関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5 特定個人情報の提供・移 転 移転先1 ①法令上の根拠	条例別表第2第6の項	条例別表第2第4項 条例第4条第4項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	II 特定個人情報ファイルの概 要 3 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体 使用部署	財務部資産税課、各支所地域振興・市民生活 課(栃尾支所は市民生活課)、中央サービスセ ンター(※所管する出先機関を含む)	財務部資産税課、各支所地域振興・市民生活 課(栃尾支所は市民生活課)、市民課(※所管 する出先機関を含む)	事後	重要な変更にあたらない項目